慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	債權の準占有と受取證書
Sub Title	Über den Rechtsbesitz und die Überbringung der Quittung
Author	内池, 慶四郎(Uchiike, Keishirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.1 (1961. 1) ,p.49- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610115-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

債權の準占有と受取證書

內池慶四郎

一　問題の所在
二　債權準占有の成立要件
三　代理占有および辨濟者の過失
四　受取證書眞否の調査義務
五　制度的關係と辨濟者保護の限界

一　問題の所在

權利が存在するような外觀にもかかわらず權利が存在しない時には、この權利の內容である法律効果もまた發生しないとするのが法の原則である。しかし取引の安全という要請よりして法が權利存在の外觀に對し權利の實在に準じた効果を賦與する例外的な場合がある。例えば占有、表見代理等に關する諸制度がこれであり、これ等の制度は眞實の權利者の安全と外觀に對する第三者の信賴との錯綜せる利益對立を反映して、取引の安全という共通の目的に奉仕しつつもその要件と効果においては多種多樣を極めるものである。ここにおいてそれぞれの制度の特色を明らかとして制度相互の關係を體系化するこ

とは民法學の困難な問題の一つである。ここにとりあげる債權の準占有者および受取證書持參人に對する辨濟の効果の問題も、かかる一連の制度の體系的理解への緒として理解される。

本來債權の準占有に關する民法四七八條はフランス民法一二四〇條を母法とする舊民法財產取得篇四五七條を受けついだものであるが、これに對して受取證書の持參人に對する辨濟を規定した民法四八〇條はドイツ民法第一草案二六六條（第二草案三一一條、ドイツ民法三七〇條）にならう規定である。母法を異にするこの二つの制度がわが民法の取引保護制度の中にどのような體系的地位を占めるものであるかという問題に關連して、東京高等裁判所は最近二つの注目すべき判決を下した。その一つは昭和三三年二月五日民事第九部の下した判決[1]で、債權者の代理人として債務の辨濟を求めた者に對し債務者が善意無過失に支拂つた行爲は、債權の準占有者に對する辨濟（民法四七八條）として有効であると判示している。他の一つは、同じく民事第九部昭和三四年九月七日の判決[2]で、民法四八〇條に「受取證書」とは眞正に成立したものであることを要し僞造のものを含まないとして、僞造の受取證書に民法四八〇條の適用を否定しつつ、かかる僞造受取證書の持參人に對する善意無過失の辨濟を債權の準占有者に對する辨濟として前の例と同樣に有効なものとしている（これらはいずれも外觀尊重による取引の安全を强調する近時學說の一般的傾向に忠實に從うもので、代理人として權利行使する者について債權準占有の成立を否定し、また辨濟者に過失の有無を問わずとした從來の大審院の理論[3]を修正したものとして注目に價する）。

本稿はこの判決を機緣として、そこに提起された一連の問題の流れに沿い、準占有の成立要件、代理との關係、辨濟者の善意、受取證書眞否の要件等の諸點をめぐつてこの制度相互の關係を考察し、外觀尊重による取引安全の確保という理想の限界を、この制度の範圍で見出そうとする試みである。

（1）昭和三三年二月五日東京高裁民九部判決、判例時報一四二號一二頁。事案は次の如くである。XはYとの間に賣買契約を結び、目的物引渡しの後Xの社員AがY方に赴き代金を請求したところそれより以前にBがXの社員と稱してX名義の僞造代金領收書とY名義の僞

造支拂請求受理書とをY方に提示して代金支拂を求めたので、YはBをXのため代金受領の權限あるものと認めて代金支拂をすませていた。「民法四七八條にいわゆる債權の準占有者とは、自己のためにする意思をもつて債權を行使するものをいうのであるが(民法二〇五條參照)、本來債權者の代理人として債權を行使するものは、債權者のためにする意思を有するとともに、代理人として債權を行使することについて自己の利益が存するのであるから、あたかも物の管理占有におけると同じように代理人自身の準占有が成立するわけであり、從て債權者の代理人として債權を行使するものも、同上にいわゆる債權の準占有者ということができる。

民法第四七八條が債權の準占有者に對する善意の辨濟を有効とした趣旨は眞實の債權者でない者でも取引の通念上債權を行使する權限があると認めるに足りる外觀を備えるものに對してなされた善意の辨濟を有効として辨濟者を保護し、取引の安全と圓滑を期したものに外ならないから、この場合、債權者本人として債權を行使するものに對する辨濟と、債權者の代理人として債權を行使するものに對する辨濟とによつて、辨濟者の保護を異にすべき理由がない。」

(2) 昭和三四年九月七日東京高裁民九部判決、判例時報二〇〇號一四頁。YはXに債務を負つていたが、AはYの店員と稱してX方に赴き領收書の雛型をXより詐取した。この雛型は金額欄のみ白字で、左上部に㊞というゴム印を押捺したものであつたが、Aはこの㊞の印影を消し金額を自分で記入してY方に提示し、Yの事務員が日常の會計事務に從つて領收證を檢査した後、これに支拂つた。

民法四八〇條に關し、「僞造の受取證書持參人は民法四八〇條にいわゆる受取證書の持參人に該らない。けだし、同條の受取證書は、眞實の債權者の靜的安全を守るため、眞正に成立したことを要するものと解するを相當とする。」

民法四七八條に關し、「Yの事務擔當者が右領收書の提出者をXの代理人として受領する權限があるものと信じて代金を支拂つたことにつき善意無過失であれば、その支拂は債權の準占有者に對する辨濟としてXに對してその効力を有する。準占有についても代理人や機關によるものを認めうるし、善意無過失の辨濟者を保護すべきであるとの理由から、債權者の代理人と稱して受領する場合にも民法四七八條の適用がある。」

先の事案においても請求者は僞造の領收書を辨濟者に提示しているが判旨はこれにふれていない。辨濟を民法四七八條で有効とする以上、民法四八〇條を適用する必要を裁判所が認めなかつたものであるのか、それとも民法四八〇條の適用を眞正な受取證書に限定するところから本件で問題としなかつたのかという點が先の判決では不明であつたが後の判決ではじめてこの點が後者の立場であることが明らかとなつた。兩判決ともに從來の大審院理論を踏襲する東京地裁の前審判決を破棄したものである。

(3) 代理人として權利行使するものに準占有の成立を否定した判決としては、大判昭和一〇年八月八日(民集一五四一頁)、辨濟者の無過失を要せずとするものとしては、大判大正一〇年五月三〇日(民錄九八三頁)大判大正五年五月一五日(民錄九五三頁)。但しその後

に舊郵貯法一三條について大審院は無過失を要件とする（後述）。

二　債權準占有の成立要件

債權者の代理人として辨濟を請求するものは債權の準占有者たり得るか。この點に關しては、前記大審院判決が「民法第四七八條ノ所謂債權ノ準占有トハ、自己ノ爲ニ債權ヲ行使スル者、即チ自ラ債權者ナリト稱シテ債權ヲ行使シタル者ヲ意義スルモノニシテ、債權者ノ代理人トシテ本人ノ爲メ債權ヲ行使スル者ヲ包含セザルモノト解スルヲ相當トス。敍上ノ如キ代理人ガ假令他人トノ特約ニヨリ其ノ辨濟トシテ受領シタル金品ヲ內部關係ニ於テハ自己ノ所有ニ歸屬セシメ得ベキ場合ニ於テモ、苟クモ代理人トシテ辨濟ヲ受ケタル限リ辨濟者ニ對スル關係ニ於テハ其ノ辨濟ノ受領ハ固ヨリ本人ノ爲メ受領シタルモノト云ハザルヲ得ザルヲ以テ、到底債權ノ準占有者ト目スルヲ得ザルヤ論ヲ俟タズ」として否定的態度をとるが、學說は多くこれに對して批判的である。かかる請求者も債權の準占有者たり得るとする多數說の論據を要約すれば次の如くである。(1)物の占有について代理占有（民法一八二條二項、一八三條、一八四條、一八五條、二〇四條等）が認められると同じく債權の準占有についても代理占有が成立する。(2)民法四七八條は善意の辨濟者を保護し一般取引の安全敏活をはかる制度だから、ここに準占有者とは辨濟を受けるについて正當な權利を有しているかの如く見えるものを指すのであり、その者が辨濟受領權限を主張するのに自ら債權者と稱したかあるいは債權者の代理人と稱したかで區別する理由はない。(3)結果から見るも本人と信ぜられる者に對する辨濟は有効だが代理人と信ぜられる者に對する辨濟は無効とするのは常識に反する。[4]

またこの立場においては準占有者の範圍をこのように廣く解する反面、辨濟が有効となるために辨濟者に要求される態容としては單なる善意では足らず善意について無過失たることを要するとするのが一般である。辨濟者に無過失を要求する根據は論者によつて一樣ではないが、あるいは準占有制度は個々の取引についてその安全を保護する制度だから[5]とか、あるい

は過失ある辨濟者を保護するのはこの制度の精神ではないから[6]とか、あるいは受取證書に關する民法四八〇條との對比から[7]同條の無過失をこの場合に類推し、あるいはまた、「辨濟者ヨリ觀察シ社會一般ノ取引觀念ニ照シテ眞實債權ヲ有スルモノト、思料スルニ足ル外觀ヲ備フルニ於テハ」[8]債權の準占有者と認定すべく、一般取引通念から準占有の成立が定まる以上、無過失は準占有成立要件として內在し、辨濟者に過失ある場合には準占有という外觀自體が成立しないとして具體的場合について辨濟者の無過失が要求される[9]とする。

個々の理由づけはともあれ、債權準占有者の範圍と辨濟者側の要件とに關するこの結論は學說が現在一般に承認しているところである。しかしながら占有の一般理論との關係からこの結果を再檢討して見る時は――この結論が民法四七八條を孤立させて理解すれば妥當なものであるとしても――かなり不自然な感じがすることは否めない。以下においてこの點を分說しよう。

わが民法上、債權の準占有を直接に定義する規定がないので、權利の準占有一般に關する民法二〇五條から出發するか、あるいは動的取引安全の保障という民法四七八條の制度目的から、これに一般の準占有とは異つた特殊の構成を必要とするかという問題が生ずる。

すなわち多數說に從つて民法二〇五條から債權の準占有を理解するならば心素としての「自己ノ爲メニスル意志」と體素としての「權利ヲ行使」する事實とによつて準占有は成立するのだから、單に權利行使の外觀があつても「自己ノ爲メニスル意思」が權利行使者に認められない場合には、かかるものに對する辨濟も原則として（表見代理、受取證書持參等の場合は別として）無効とする結果を認めざるを得ない。[10]これに對しては反對說があり、債權の準占有は專ら債權行使の外形的事實のみにより認定されるべきで、主觀的に行使者自身について「自己ノ爲メニスル意思」を成立要件とすることはかえつて民法四七八條の立法精神に反するものであり、民法二〇五條が債權の行使者自身が法律効果を享ける場合の規定たるのに對し民

法四七八條は權利行使の相手方が法律効果を享ける場合の規定たるところから、民法四七八條の準占有者と民法二〇五條のそれとを同一に理解することは誤りであるとの批判が加えられている。(11)

しかし、民法の占有制度が一般に主觀主義の立場から規定を設けていることは否定できないし、主觀主義の立場でもその「自己ノ爲メニスル意思」は占有者の具體的意識內容をはなれて、物を所持するに至つた原因に客觀化されて見出される存在として廣く典型化されているのだから、(12) 特に債權の準占有者に對する辨濟に關する民法四七八條あるいは動產の卽時取得に關する民法一九二條において特殊な占有の構成を必要とすることには疑問がある。代理人として權利を行使するものについて準占有の成否を決定するものは、心素たる「自己ノ爲メニスル意思」の有無ではなくむしろ體素たる「權利ノ行使」の有無であると考えられる。

民法四七八條は舊民法財產取得篇四五七條「眞ノ債權者ニ非サルモ債權ヲ占有セル者ニ爲シタル辨濟ハ有効ナリ、表見ナル相續人其他ノ包括承繼人記名債權ノ表見ナル讓受人及ヒ無記名證券ノ占有者ハ之ヲ債權ノ準占有者ト看ナス」をうけついだものであるが、(13) ここに明らかなように債權を準占有するためには、單なる債權者たることの證據の所持では足らず、(14) 眞正の債權者たる地位について表見の債權者が一定の事實上の支配關係に立つべきことが必要とされている。占有の一般理論から考えても、占有の基礎となる物の所持とは眞正なる物についての事實的な支配なのであつて支配者らしく見えるという外觀それ自體なのではない。本物に酷似したフレンチダイヤの所持から本物のダイヤの占有權が生れるわけではないと同樣に、いかに辨濟を請求するものが債權者らしくふるまい、辨濟受領の權限あるように裝つても、眞正の債權に對してそのものが何の事實的連結も持たない場合には、債權の準占有はその體素を缺く故に不成立と見なければなるまい。この意味で準占有成立要件としての「權利ノ行使」とは、より正確には權利もしくは權利者たる地位に對する事實的支配なのであるから、かかる「權利ノ行使」と單なる辨濟請求の主張とを混同することは、許されない誤りといわなければならない。

このように考えるならば、權利存在についての公示方法が不完全であり、物權と異つて必ずしも外形的徴憑を伴わない債權については、準占有の成立する場合はかなりに限定されてくるのであり、[15] 舊民法のあげる實例のほかにこれに該當するものとしては、從來の判例に表れたものとしては、不動産の賣渡し後、移轉登記前にその土地についての不法行爲者から賠償支拂を受けた登記上の土地名義人[16]のようなものは債權の準占有者といえるであろうが、貯金通帳、銀行預金通帳および印鑑を持參するものとか、會社の利益配當金領收書の持參人、債權を證する電報送達紙の持參人、僞造あるいは變造された印鑑證明書とこれに符合する印章の持參人[17]等についてはいずれも債權準占有の成立を否定するべきであろう。

(4) 末川・「民法第四百七十八條に所謂債權の準占有者」判例民法研究所收四二九頁、穗積・判例民事法昭和十年度九七事件評釋三八八頁。

(5) 我妻・債權總論一四四頁。

(6) 穗積・前掲書三九〇頁。

(7) 於保・債權總論三二四頁、我妻・有泉・コンメンタール債權法一六七頁。

(8) 大判昭和二年六月二二日民集六卷四一四頁。

(9) 末川・前掲論文四三二頁。

(10) 大判大正二年四月一一日民錄二二四頁、大正七年一二月七日民錄二三一〇頁、大正一〇年五月三〇日民錄九八三頁等。梅・民法要義卷之三・二四六頁、鳩山・日本債權法總論四〇一頁、末弘・物權法上卷三〇四頁、今泉・新物權法論五七頁。

(11) 杉之原・「表見的受領者に對する辨濟者の保護」法協四六卷八號一頁・九號四九頁以下、同・判例民事法昭和二年度六二事件評釋三〇六頁。

(12) 小池・日本物權法論七三頁、今泉・前掲書三三頁。

(13) 民法修正案理由書第四七八條。

(14) 郵便貯金法一三條（現行二六條）は「成規ノ手續ヲ經テ郵便貯金ヲ拂出シ又ハ保管ニ係ル證券ヲ交付シタルトキハ正當ノ拂出又ハ交付ヲ爲シタルモノト看做ス」と規定し、郵便貯金規則七八條の二（現行五一五條、五二條）によれば、貯金預入れ人は貯金拂戻金受領證と預金通帳とを郵便局に提出し、郵便局は受領證に押捺された印影と通帳の印鑑とを對照審査の後に拂戻金を交付することとされている。

銀行の預金通帳には「請求書およびこの預金に關するすべての書類に使用された印影をかねてお屆出の印鑑と照合し預り金の支拂その他の手續を濟ませました上は印章の盜用僞造その他いかなる事故がありましても當行は一切その責を負いません」（例えば富士銀行普通預金規定第七）との記載が一般になされているので、ここでも前記郵貯法規定と同樣にこの特約もしくは慣習の効果としての辨濟の効果が問題となる。

郵便貯金通帳または銀行預金通帳及び印鑑を窃取した者に對する支拂については、下級裁の判例にはこれを債權の準占有者に對する辨濟として民法四七八條を適用するもの（東區裁大正七年三月二二日、大正一四年一二月一二日）、郵貯法一三條の問題と見るもの（東地判大正一三年一二月一二日、昭和一年一二月二五日、昭和三年三月一〇日）、銀行預金については慣習を根據とするもの（東區判大正七年三月二二日、東地判大正一三年一一月一三日）、または預金契約に際してなされた特約と見るもの（東地判大正五年一〇月七日）等を散見するが、大審院の判例としてはこれを郵貯法一三條の問題とする大判昭和一六年六月二〇日民集九二一頁、大正一四年七月一五日新聞二四七一號一五頁、昭和一一年二月二七日民集二四九頁、昭和一八年八月二〇日民集七七七頁および銀行預金について特約を根據とする大判明治四一年一一月二日があるだけで未だこれに債權の準占有に關する民法四七八條の適用を直接に認めている判決は見當らないようである。

(15) 債權の準占有が可能か否かはドイツ普通法上爭われたところであり、イエリング、ヴィントシャイト等は繼續的權利行使を要件としてこれを認めようとしたが、多數說は否定的であった。ドイツ民法第一草案七九七條は占有者は animus domini を有するものに限るとして準占有の觀念を否定しドイツ民法も準占有を一〇二九條、一〇九〇條、九〇〇條二項で制限的に地役權、制限的人役權について認めるに止まり債權の準占有を認めない（岩田・占有理論六九三頁）。

わが舊民法の母法たるフランス民法一二四〇條に「債權の占有者」とは萬人の目に債權者と見えるものと解され、表見相續人、讓渡・遺言が後になつて効力を失つた場合の債權讓受人、受遺者等を含むけれども僞造の證據により債權者を裝うものは代理權詐稱と同じく、辨濟者から見ていかに債權者らしく見えても債權の占有者ではないとされている（三宅・判例民事法昭和一六年度六一事件評釋二六五頁參照）。このような「萬人の誤りは權利を作る」error communis facit jus の觀念が舊民法財產取得篇四五七條の立法を支配していたことは疑ない（ボワソナード氏起稿・司法省修正民法草案註釋六五三頁はこの原則を明示する）。

(16) 大判昭和二年二月二一日新聞二六八〇號八頁。

(17) 利益配當領收書について大判昭和二年六月二二日民集四〇八頁、電報爲替と僞造受取證書の持參について大刑判明治四一年一一月三〇日刑錄一〇三三頁、僞造變造の印鑑證明とそれに符合する印章の持參について大判昭和一〇年一〇月二日新聞三九〇四號一一頁は、い

ずれも債權準占有の成立を肯定する。

三　代理占有および辨濟者の過失

債權準占有の成立要件が前述したように一般占有理論との對比より決定されるとするならば、次に債權者の代理人としての權利行使は、債權準占有の上にどのような形で投影されるものであろうか。この點は再び占有理論における代理占有の構成にさかのぼつて考えねばならない。

いわゆる代理人によつて本人が占有權を取得する場合に、學說は代理人が物を所持しかつ本人のためにする意思を持つこと[18]を要件とし、その者が獨立した所持者としての地位を持たない場合にはこれを占有補助者あるいは占有機關として本人に直接占有の成立することを認め、所持者の所持を通じて本人に代理占有が成立する前の場合と區別する。代理占有の本人に占有權の効果がその全ての面で歸屬することは疑いないが、民法四七八條に關聯して重要なことは、所持人については代理占有からいかなる効果が歸屬するかという問題である。學說はこの點必ずしも明快ではないが、代理占有に關する民法一八一條、一九七條、一八二條、一八三條、一八四條、二〇四條等の規定のうち代理人自身について占有の効果を規定するものとしては、民法一九七條後段が占有の訴えを提起する權能を代理人に認めるだけである。從つて代理人について代理占有から生ずる効果は占有權の効果全般におよぶ譯ではなく、事實狀態の迅速な回復維持のために代理人が自らの名において占有訴權を行使出來ることに限定され、その他の果實收取、卽時取得、權利推定、費用償還等の効果は本人についてのみ生ずるものと解される。もとより所持者自身が他主占有者として自ら占有の効果を享けることは考えられるが、代理占有にとつて所持者自身に占有全般の効果が生ずることは必ずしも必要とはされていない。

從つて債權の準占有が代理人によつて生ずる場合にも、債權の準占有者となるのは本人であつて、代理人自身は代理占有

の成立からして當然に準占有者となるものではない。代理人の權能については民法一九七條の効果が民法二〇五條により準用されるに過ぎないものである（しかも債權の性質からすればこのような妨害排除、保全、回收という効果が債權の準占有にも認めうるかどうかすでに疑問の餘地がある）[19]。この理由から代理人として債權を行使する場合に債權の準占有が成立するとしてもその代理人は準占有者ではないのであるから、このものに對する辨濟を民法四七八條にいう債權の準占有者に對する辨濟として有効とはできないし、代理人自身の立場にはこの辨濟を有効とする準占有の効果は賦與されていない[20]（從つて請求者が代理人ではなく會社の代表機關として現れる場合にも、請求者を通じて會社が準占有者となる）。

さらにまた代理占有が成立するためには、賃貸借、寄託、質入等に際して物を引渡した場合のように、本人と代理人との間に一定の事實的支配關係の存在することが必要なのであり物が侵奪された場合には、本人について代理占有の成立する餘地がない[21]。債權についても例えば取立委任、債權の質入、あるいは債權の信託的讓渡のように代理占有に準じた關係は成立することがあるけれども、かかる內部關係とは無關係に代理人と稱して辨濟を求める場合は代理權詐稱に過ぎず、物が侵奪された場合と異なる所はないのであつて債權の準占有は成立しない。

次に債權準占有者に對する辨濟者の態容として、相手方を債權者と信じたことにつき無過失は必要であろうか。前述のように無過失を要すると解するのが近時の多數說の傾向である。しかし債權の準占有者は單に債務者の立場から具體的場合について債權者らしく見えるというだけでは不十分であり、眞正の債權の行使・歸屬についてなんらかの事實的連結を必要とし、いわば債權者たる地位の占有者ともいうべきものである。ここで注意されることは、表記相續人その他の包括承繼人、記名債權の表記讓受人、無記名證券の占有者等、從來債權準占有者の典型と見られているものは、何人が見るもこれを債權者と見ることに無理がなく、かかる萬人の目から見て犯さざるを得ぬ共通の誤りを救濟することが本條の趣旨たることである。この觀點よりすれば、このような何人が見るも債權者と見ざるを得ない準占有者と取引する相手方にとつて、その權限

の有無に關する調査義務を豫定することは不可能を強いることになろう。無過失責任の要件が、權利者・義務者の危險分擔についての社會全體的衡量からあらかじめ決定され、その範圍で具體個別的場合における過失の有無が問われないのと同樣に、民法四七八條は辨濟者の過失の有無を當初から不問に付したものと理解すべきではなかろうか。[22] もとより偶然の事情から辨濟者が準占有者の無權利を知つた場合には、かかる辨濟者を保護すべき理由はなくその辨濟は無効としなければならない。しかしながら準占有の制度はかかる偶然が初から期待できないことを前提とするものであり、辨濟者の惡意は準占有の構成上消極的に否定的機能を營むだけで、過失ある善意と惡意とを同一視することは許されないものと考える[23]（この考え方は不動産登記制度において登記をもつて對抗し得る第三者の善意惡意を問わない民法一七七條に更に徹底した形で表現されている。假りにこの場合に惡意もしくは過失ある善意の第三者を保護せずとするならば、當事者に登記をはなれて權利關係を調査すべき義務を負わせることになり、登記を以て原則的に權利關係の公示方法とする法の趣旨は沒却されてしまう。この場合に權利關係を調査することは事實的に不可能ではないが、法の趣旨よりして否定されるのであり、債權の準占有においては、かかる調査が事實的に不可能に近いのである）。

善意と無過失とを同一視する說は、裁判上惡意の立證が困難であるという訴訟技術の要請に引きずられて過失の背後にある調査の可能性を無視した議論であり、受取證書に關する民法四八〇條との均衡から民法四七八條についても無過失を要求する立場は、この兩條が全く異つた觀點に立つ制度たることを見逃している（この點は民法四八〇條に關聯して後述する）ものでいずれも贊成できない。結局、民法四七八條で本來問題とならない過失の要件を通說が要求するのは、債權準占有の體素たる權利行使と單なる權利主張の外觀とを混同して準占有の觀念を無制限に擴張した誤りの結果的修正としてしか理解できないように思われる。

(18) 末弘・物權法（上）二二九頁、梅・民法要義卷之二・三三頁、鳩山・代理占有九五頁。
末川・代理占有論（民法上の諸問題所收）一〇六頁はこれに對し本人が代理人をして占有せしめる意思をも必要とする。本人といわゆる代理人との間に意思の連結を必要とされる博士の立場からすれば、本人と無關係な者が代理人と稱して辨濟を求める場合には、準占有が成立する餘地はないと思われる。

(19) 大判大正八年一〇月二日（民錄一七三〇頁）は電話加入權の準占有に即時取得の準用を否定する。大判昭和六年九月一六日（民集六七五頁）も同旨。

(20) 債權者の代理人として權利行使される場合には、代理人の意思は專ら本人について辨濟の効果を生じさせることにあると見られるのだから、本人に準占有の要件が成立すれば、かかる代理人は代理占有者というよりも、むしろ本人について生ずべき準占有の補助者と見るべきであろう。

(21) 來栖・「債權の準占有と免責證券」民商法雜誌三三卷四號六頁。

(22) 辨濟者の無過失が準占有成立要件に內在するとの末川博士の見解はこの立場に近いが、具體的場合に過失を考慮する結果は無過失を一般に要求する通說と異ならないことになろう。

(23) 拙稿「代理人として債權を行使するものと民法四七八條に債權の準占有」法研三二卷八號七二頁（前揭昭和三三年二月五日東京高裁の判決評釋）で私は通說に從い無過失を要するものと解したが、この點改說する。この評釋で無過失を要件と見た動機は、外觀形成についての辨濟者の關與を顧慮したことにあるが、準占有成立要件と辨濟者免責要件とは嚴格に分離するのが自然で、制度の趣旨にも合致する。外觀形成に關與した辨濟者の責任は、自から形成した不法の狀態を自からの利益に援用することは許されないとのクリーン・ハンドの原則からして、このような辨濟者が辨濟の時點では善意であるとしてもなお民法四七八條の保護は否定されるものと考えるべきであろう。

四　受取證書眞否の調査義務

債權の準占有に關する民法四七八條の規定とならんで、民法四八〇條は辨濟者が受取證書持參人の辨濟領收權限なきことについて善意無過失である場合について受取證書持參人に辨濟受領の權限を擬制している。前記東京高裁の判決からもうか

がわれるように、本來は辨濟受領の權限のないものが辨濟を請求する場合にはその受領權限を受取證書を以て證據立てる例が多いので、現實には民法四七八條と民法四八〇條とのいずれを適用すべきなのか判然としない場合がある。そこで民法四八〇條の要件を檢討して民法四七八條の要件との根本的差異を見出し、兩制度の關係を明らかとしなければならない。

民法四八〇條の要件で問題となるのはここにいう受取證書が眞正なこと、すなわち本人その他の辨濟受領權限あるものによつて作成されたものであることを要するかという點である。受取證書は眞正のものたることを要するとし、眞正な受取證書であれば、持參人がこれを拾得あるいは盗取した場合であつても辨濟者は持參人の受領權限のないことにつき善意無過失であれば保護されるとするのが判例の一貫した立場であり、通說もこれを支持するが、[25] 外觀を尊重し取引の安全を重視してこれに反對し、偽造受取書の持參人に對する辨濟にも本條の適用を認むべしとする有力な少數說がある。[24]

杉之原氏は多數說の結論を批判して說かれる。(1)受取證書偽造について債權者に過失ある場合は、通說に從うならば偽造受取證書について民法四八〇條は適用されないから債權者は依然として債權を失わず、これに對して債務者の債權者に對する不法行爲に基く債權が對立し、債務者からのみ兩債權の相殺ができるが、債務者が相殺せずしかも無資力の場合には債權者は實質的に不利益を受けることになるのに對して債權者は不法行爲者として相殺は許されないことになる（民法五〇九條）。これに對し眞正な受取證書を債權者が過失で遺失・盗取された場合には民法四八〇條で辨濟が有効となるから、この場合は前例の兩債權が當然に相殺されたのと同じ結果となるが、前例と後例すなわち債權者が偽造につき過失ある場合と遺失・盗難につき過失ある場合とで、債權者の責任をこのように區別すべき理由がない。[26] (2)例えば會社に對する株主の利益配當金を何人かがその株主名義の配當金領收書を偽造してその會社から騙取した場合に、請求者が株主の代理人と稱して現れたならば、偽造受取證書の持參人に對する辨濟としてこの者に對する支拂が無効となり、株主本人として登場すれば債權準占有者としてそれに對する支拂が有効となるのでは、本人と稱したか否かという偶然の事情に辨濟者の保護をかからしめることに

なり不合理である。[27] (3)民法四八〇條が受取證書の眞正さを要求するとすれば、辨濟者には受取證書の眞否を調査すべき義務が負わされることになつて、かかる調査義務を認めることは、受取證書持參人の辨濟受領に關する實質的權限に關する調査を免除しようとする本條の趣旨に矛盾する。[28]

さらに末弘博士は單に證書が不眞正の理由で辨濟を無効とするならば、受取證書持參人に對して辨濟しようとする者は一一證書の眞否を審査した上でなければ安んじて辨濟ができないことになり、その結果集金人を利用して債權の取立をするようなことは實際上全く行うことができなくなるとされ、この理由から、受取證書を持參しているため如何にも受領權限ありと思われる外觀を呈している者に對する辨濟は證書の眞否に拘らず原則としてすべてこれを有効とすべく、債權者の保護は民法四八〇條但書の適當な運用によつて計るべきであると說かれ、[29] 小池博士も受取證書の僞造が巧妙であるかまたはその他の事情からして辨濟者の誤解が無理でないと考えられる場合には本條の適用があるとして受取證書により形成された外觀に對する辨濟者の信賴保護を强調されている。[30]

このような少數說の論據を考えると、杉之原氏のあげられる(1)の點については、受取證書僞造について債權者が何等かの原因を與えた場合と、眞正な受取證書の盜取遺失について債權者が責任ある場合とを區別する理由がないとする點は正しいとしても、かかる場合を通じての債權者の自己の財產管理上の怠慢とか不注意とかいつたものが常に必ず不法行爲における權利侵害についての過失となるとするのは獨斷であり、[31] この二つの場合を通じての辨濟者保護を不法行爲に基く請求權の相殺という形で根據づける理由は薄弱で、またこの論據から債權者無過失の場合における辨濟者にまで保護を擴げることは論理の飛躍があるといわなければならない。

(2)の點すなわち債權者本人と稱するか、代理人と稱するかで辨濟者の保護を左右することの不當なことに對する非難は、準占有の成立要件を單なる辨濟受領權限の外觀と明確に區別することにより解消すべきものである。準占有者か受取證書の

持參人かという問題が、辨濟受領者がどう稱したかという辨濟受領者の態容から決定されるものでないことは債權準占有の成立要件について詳論した如くである。

(3)の問題、受取證書眞否調査義務は民法四八〇條の趣旨に反するとする議論は結果論であつて、受取證書の眞否を調査する上で、たまたま請求者に實質的辨濟受領權限の有無が判明するとしても、本來ならば辨濟者に原則として要求せられる請求者の實質的受領權限の有無を調査する義務が、現に持參された受取證書の眞否調査のみで足りるとする民法四八〇條により著しく輕減されていることは明白で、この二つの義務を混同することは外觀保護についての民法の豫定する基本的構造を無視するものと考える。

結果から見るも、僞造の受取證書の持參人についても受領權限が擬制されるとするならば、債權者にとつてはいつどこで自己の受取證書が僞造されるか豫測されないのであるから、債務者の注意を喚起して僞造受取證書の持參人に對する善意無過失の辨濟から生ずる危險を排除することは一般的に不可能であるが、これに對し債權者その他の權利者の作成にかかる受取證書が盜取、拾得されたような場合には債權者はその旨を債務者に通知することによつて債務者を辨濟について惡意、もしくは過失ある善意たらしめ、自己の債權を防衛する手段が殘されている。從つて僞造受取證書にまで民法四八〇條の適用を擴張することは、債權者に不可抗力についてまで危險を負擔せしめる結果に至るものである。

さらにまた受取證書の眞正さについて變造でも足りるとすれば、僞造の場合についても區別する理由はないし、僞造の受取證書も民法四八〇條の要件を充たすものと解するならば、そもそも受取證書に限つて辨濟受領權限を擬制する必要もないはずで、他の書面、他の資料でも辨濟受領權限の外觀ある限りその辨濟は有効として、辨濟者が保護されねばなるまい。かくしてこの解決はより抽象的一般原則としての表見代理あるいは準占有というような制度に持ち込まれることになつて、受取證書の範圍で取引の安全を確保しようとした本條の立法趣旨はまつたく沒却されてしまう。[22] かくして本條については債權

者の利益と外觀に對する第三者の信賴の利益との調和の上から、受取證書の眞正さを要するとする立場を正當としたい。

(24) 大判・明治四一年一月三日（新聞四七九號八頁）、大判・昭和七年八月一七日（評論一一卷八八七頁）。
(25) 岡松・民法理由（下）二六三頁、石坂・日本民法中卷一四一九頁、鳩山・日本債權法總論四〇三頁、我妻・債權總論一四四頁。
(26) 杉之原「表見受領者に對する辨濟者の保護」法協四六卷八號六頁。
(27) 同八號九頁。
(28) 同八號一八頁。
(29) 末弘・債權總論二三〇頁。
(30) 小池・債權總論二七四頁。
(31) ここに債權者に對する不法行爲成立を認めるならば、債權者の行爲は辨濟請求者の行爲と關聯共同して辨濟者の損害を惹起せしめたものであるから、債權者と辨濟請求者は共同不法行爲者として、連帶して債務の全損害について責任を負うことになるが（民法七一九條）、共同不法行爲たるためには、加害者各自の行爲が獨立して不法行爲たる價値あることを要し、行爲者各自に不法行爲の要件が具備することが必要とされている（我妻・事務管理・不當利得・不法行爲一九五頁、末弘・債權各論一〇九九頁）。債權者の財産管理上の不注意は、債務者との關係から切離して考えるときは、自己の財産保管を怠っただけのことで一般的に保管義務違反としての違法なる行爲ということはできない。債權者のかかる行爲が違法性を帶びるのは加害者たる他人の行爲と關聯して、債務者に對する保護義務の違反たる場合なのだから、債權者の責任は不法行爲に基くものでなく、契約上の保護義務違反として構成されるべきであろう。かかる保護義務がいかなる範圍で、またいかなる要件の下に認められるかは具體的場合における信義則に從った契約の解釋に委ねられるもので一律に斷定できない。

ドイツ民法三七〇條（第一草案二六六條、第二草案三一一條）の解釋としても受取證書の眞正なことを要し僞造のものを含まないとする點では異論を見ない。但し受取書の僞造につき債權者に責ある場合の債權者の債務者に對する責任の根據については、これを契約上の義務違反として損害賠償請求權を認める立場が多いが（Plank's Komment. II Band 1. § 370. I. C, Enneccerus-Lehmann, Lehrb. § 61. I, Heck, Grundriss S. 163.）不法行爲による請求權とする說もある（Staudinger, § 370 I.）。

(32) かかる形式要件浮動化の危險 Triebsandgefahr はイックの强調するところである。Heck, Gesetzesauslegung u. Interessenjurisprudenz S. 184.

五　制度的關係と辨濟者保護の限界

受取證書の眞否に關する以上の考察から明らかなように、民法四八〇條の受取證書が僞造のものでもよいとする立場は、民法四七八條の準占有を辨濟者より見たる辨濟當時の外觀一般にまで廣く認めながら、しかも他面、民法四八〇條の受取證書には眞正に作成されたことを要求している從來の多數說の矛盾を適確に指摘するものである。そしてこの立場は僞造の受取證書もそれ自體として權利存在の外觀を形成するものであり、民法四八〇條はかかる外觀に對する信賴を保護する規定であるとして、民法四八〇條を準占有に關する多數說の理論的延長の中に理解するものである。この意味よりしては、民法四八〇條を僞造の受取證書にも適用する少數說こそが民法四七八條における多數說の理論を最も正確に承繼し展開していると評價できるのであり、民法四八〇條が民法四七八條の要件に吸收されて獨自の存在理由を失うことになる結果も、準占有の成立を無制限に擴張する從來の準占有理論の展開からすれば決して不思議なものではない。

しかしながら受取證書は本來辨濟受領の事實を證明する證據方法にすぎず、それ自體としては債權者たる資格を示すものでもなければ、辨濟受領の權限を實質的に裏づけるものでもない。法が受取證書の持參人に辨濟受領權限を賦與したのは、取引の迅速安全をはかるための一つの擬制たるに他ならないのであつて、受取證書自體には債權準占有を形成するに足る價値は本來認められないものである。もしも受取證書の持參が債權準占有の一場合であると假定するならば、辨濟者の免責要件は、民法四八〇條においては民法四七八條におけると同等かあるいはより輕減されてしかるべきであるが、規定上は逆になつている。

法律要件の上からは民法四八〇條は、民法四七八條とは無關係であつて、むしろ表見代理、表見使者の制度に類似する。本人が辨濟受領に際して受取證書をあらかじめ提示することはむしろ異例に屬する。使者や代理人、機關等による受領の場

合に、受領權限がこれらのものにあることを辨濟者に知らしめる必要から受取證書の持參という形がとられるのであり、民法四八〇條は、このような債權者本人以外の者に對する辨濟を豫定した規定である。[33] 從つてここで問題なのは辨濟受領權限の外觀であり、辨濟により消滅すべき債權が何人に歸屬しているかの外觀ではない。これに對し債權の準占有の規定は、債權者たる地位を占有する無權利者に對する辨濟に關するものであつて、辨濟効果の歸屬點、すなわち債權存在の外觀を問題とし、受領者と受領權限との一致、不一致の外觀を問題とするものではない。[34] 債權準占有者の受領權限は本條では當然に豫定せられている。民法四八〇條と四七八條の兩者はひとしく外觀に對する辨濟者の信賴を保護することを目的とするが、四八〇條の對象は權利行使面における辨濟請求行爲の外觀であり、四七八條の對象は權利歸屬面における權利存在の外觀なのである。[35] そしてこの對象の違いは民法四七八條が「辨濟ハ……其効力ヲ有ス」と規定し民法四八〇條が「辨濟受領ノ權限アルモノト看做ス」と規定している表現の差異にも對應するものである（準占有者に對する辨濟は民法四七八條により「其効力ヲ有ス」るものとして、その効果が、直接に債權の消滅に向けられているのに對して、民法四八〇條は受取證書の持參人は「辨濟受領ノ權限アルモノト看做」しているだけで、このものの辨濟受領行爲が債權者の權利におよぼす効果は直接には規定されていない。この辨濟が有効なことは本條が受領權限を擬制した間接の効果として生ずることになる）。從つて債權の準占有者が受取證書を持參したような事例についてそれに對する辨濟が有効となるのはそれが準占有者に對する辨濟たる故なのであつて、受取證書持參人に對する辨濟たる故ではなく、辨濟者にとつて債權者が何人か判明している場合に請求者が辨濟受領權限を受取證書によつて主張する時には、民法四八〇條の適用問題であり四七八條の問題ではない。また債權準占有者の作成にかかる受取證書を持參した者に對する辨濟は本來受取證書に關する民法四八〇條の問題であり、この受取證書は眞正なものではないから疑問の餘地があるけれども、この場合は民法四八〇條により當該受取證書の持參人は債權準占有者のために辨濟受領の權限あるものと看做され、その結果かかる者に對する辨濟は、債權準占有者に對する辨濟として民

法四七八條により有効と見るべきであろうか。

以上を要約して民法四七八條と四八〇條との制度的關係を次のように圖式化することができるであろう。

民法四七八條
- 債權の存在—請求—提供
- 權利歸屬面
- 權利行使面（辨濟）
- 受領—債權の消滅
- 效果歸屬面
- 民法四八〇條

權利歸屬面における外觀信賴の保護＝四七八條
- 要件—權利關係の事實的支配
- 效果—辨濟の有効（效果の直接的歸屬）
- 辨濟者免責の要件—權利歸屬についての善意

權利行使面における外觀信賴の保護＝四八〇條
- 要件—眞正な受取證書の持參
- 效果—辨濟受領權限の擬制↓辨濟の有効（效果の間接的歸屬）
- 辨濟者免責の要件—權利行使權限についての善意無過失

(33) 受取證書に關する民法四八〇條と表見代理との制度的共通點について田中教授は、これらがいずれも本人の犧牲において善意の第三者保護をはかる構造を持つことを指摘され、善意辨濟に對する保護の要請は辨濟行爲の方が代理取引よりも大きなものがあるとされて、民法四八〇條の要件は表見代理における代理權存在の外觀より以上に本人の意思をはなれて辨濟者から見た外觀を中心とした構成を必要とすると說かれている（田中・判例評論二三號一七頁以下）。

民法四八〇條がその構造において債權の準占有よりも表見代理制度に近似することは教授の正當に指摘されるとおりである。しかし民法四八〇條における受取證書の眞正さはまさしく民法一〇九條の代理權授與表示に對應するものと思われる。すなわち自稱代理人が如何

に巧妙に代理權の存在を裝うも高々無權代理でしかないと同樣に、僞造の受取證書は如何に眞正のものに酷似するも、本人の不可抗力についての犧牲においてまで相手方を保護するに足る法的外觀たり得ないのではなかろうか。表見代理における相手方保護の限界は、同時に代理制度により本人の享受する制度的利益との均衡から定まるものであり、民法一〇九條の解釋として相手方無過失の要件を付加することが可能であるとしても、なお表見代理における外觀尊重の限界をこえる辨濟者の保護に見合うだけの制度的利益が受取書によつて請求する本人に存するものであるか疑問なきを得ない。

(34) 高鳥教授は民法四七八條の要件を手形法四〇條三項とのバランスから、惡意または重過失なき辨濟者を免責するものと修正する立法論を主張され、また民法四八〇條と四七八條との關聯について指圖證券に受取證書が付けられた場合の方が、かえつて免責要件が嚴格となつて不合理であるとされる（「證券所持人の同一性に關する調査義務」法研二七卷一二號一〇頁以下）。本稿の觀點からすれば教授の說かれる同一性の問題に直接に關係するものは四八〇條であり、民法四七八條をこれと同一の平面で關聯づけることには疑問を感ずるものである。免責要件については債權準占有制度が債務者の調査義務に親しまぬ以上、これに過失を要件とすることは妥當でなく、更にまた受取證書の持參は眞正な權利者との事實的關聯の稀薄な請求行爲の外觀であり、しかも指圖債權におけるほどの流通保護の必要も認められぬ以上、これに準占有と同程度の免責要件を認められないのはもとより、指圖債權よりも嚴格な免責要件が必要なのではなかろうか。

(35) 來栖教授が債權者らしい外觀の保護と、受領權限の保護を區別され、準占有が前者に屬し、受取證書持參人の問題が後者に屬するとされる區別は、この點を適確につくものである（前掲論文二頁以下）。

（昭和三五年九月一〇日稿）